

施設等利用費（償還払い）の請求について

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ 子育て援助活動支援事業（ファミサポ）

幼児教育・保育の無償化による施設等利用費については、一度施設にお支払いいただき、後日市から保護者へ返還となります。提出書類・提出期限等については以下のとおりとなっております。

提出書類

① 特定子ども・子育て支援の提供に係る**領収証兼提供証明書** ※1、2

② 施設等利用費**請求書**（償還払い用）※3、4

※1 領収証兼提供証明書は**施設が発行**します。また、**施設代表者の押印が必須**です。

※2 ファミサポの利用料については、領収証兼提供証明書ではなく、提供会員が発行する**活動報告書(原本)**を添付してください。

※3 請求書の様式は市 HP からダウンロード又は施設でお受け取り下さい。

※4 記入方法については、次ページ以降の記入例をご覧ください。

提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。利用月の区分どおりに請求してください。請求が遅れた場合は、次の区分で請求してください（1枚の請求書で3か月分の請求が可能）。

区分	利用月	提出期間	支払日
①	4・5・6月	7月1日～ <u>15日</u>	8月末日
②	7・8・9月	10月1日～ <u>15日</u>	11月末日
③	10・11・12月	1月1日～ <u>15日</u>	2月末日
④	1・2・3月	4月1日～ <u>15日</u>	5月末日

※書類提出期限が土日祝の場合は翌営業日とします。受付時間は9時～17時30分



請求書は、利用してから2年以内にご提出を！

幼児教育・保育の無償化による施設等利用費を請求する権利は、施設・事業の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅します。

請求期限より後に市が受理した場合は、お支払することができません。請求期限の迫った請求書は、上記提出期間にかかわらず、早急に市へ直接ご提出ください。

(例) 令和5年10月利用分の請求期限: 令和7年10月31日(金)

提出先

●認可外保育施設・一時預かり事業を利用する場合は**利用している施設**にご提出ください。

●病児保育・ファミサポを利用する場合は、**施設でとりまとめを行っておりません**。提出期間(4・7・10・1月)に、**枚方市役所 私立保育幼稚園課まで直接ご提出ください。**また、認可外保育施設については、とりまとめを行っていない施設もありますので、利用施設にお問い合わせください。

※提出の際は個人情報ですので、封筒に入れて提出して下さい。

※請求期間に利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミサポ利用分を全て合算し、1枚の請求書で請求してください。

おもて

記入例

請求する月をご記入ください。
利用月の翌月1日から2年を経過すると、
請求する権利は時効により消滅します。

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和6年 10月～令和7年3月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、枚方市内に居住していることを枚方市が住民基本台帳で確認すること
2. 実際に利用していること及び利用料の支払い状況を、枚方市が対象施設を確認すること
3. 課税状況を枚方市が確認すること。

認定対象のお子さんごとの請求ですので、
兄弟姉妹分を請求する場合は、お子さん
ごとに請求書が必要です。

なお、施設等利用費の審査に基づき枚方市が決定した額を支払金額とします。については、口座の振込額にてご確認下さい。

また、幼児教育・保育の無償化による施設等利用費を請求する権利は、施設・事業の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅します。

【数示】

支払金額の決定について不服があるとき
ができます。ただし、正当な理由がない
また、この決定の取り消しを求める訴訟
の代表者になります。）当該訴えを提
は、提起することができません。

1. 認定保護者（請求者）は、認定通知書に記載の保護者名として下さい。
また、3. 振込先口座の口座名義は1. 認定保護者と同一として下さい。
1. 認定保護者や3. 振込先口座名義を、認定通知書に記載の保護者名と
する場合には、別紙様式の委任状が必要です。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) ※請求者は施設等利用給付認定通知に記載の保護者を記入して下さい。

フリガナ	ヒラタヤ	生年月日	平成 2年 4月 10日
署名(自署)又は記名押印	認定 子ども		
氏名	枚方 親		
※償還払いの場合の振込先は請求者 ※署名の場合、押印不要です			

1. 認定保護者（請求者）の氏名欄には自署での署名または、記名押印を
して下さい。自署でない場合は押印が必要です。

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

請求期間内とは、請求の最初の月の初日～請求の最後の月の最終日です。

フリガナ	枚方 子	法第30条の4の 認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 (3～5歳児クラス) <input type="checkbox"/> 新3号 (0～2歳児クラス)
氏名		転入日	令和 年 月 日
今回の請求期間内で枚方市に転入 または枚方市外に転出した場合のみ記入		転出日	令和 年 月 日

※月の途中で枚方市から転出した場合や、他の市区町村から転入した場合は、請求先の市区町村が複数となる場合があります。
詳しくは事前にお問い合わせください。

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1・※2)

<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 変更	※ 1 前回の請求から変更がない場合は継続にチェックし、口座は記入不要です。
金融機関名		預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
●●	銀行・信用金庫	●●	●●●●●●●●
●●	農協・信用組合	支店	口座番号
		出張所	口座名義(カタカナ)
			ヒラタヤ

※2 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出して下さい。

4. 利用し

フリガナ	施設等事業
①	

3. 振込先口座は、初めて請求する場合には「新規」にチェックし、振込先口座を記入して下さい。
振込先口座はお子さんごとに設定が必要です。兄弟姉妹で過去に請求があった場合でも、2. 認定子ども
で初めて請求する場合には、「新規」で記入をお願いします。
1. 認定保護者や3. 振込先口座名義を、認定通知書に記載の保護者名とする場合には、別紙様式
の委任状が必要です。お子さんの口座を振込先に設定することはできませんのでご注意ください。
※前回の振込口座と同じ場合は必ず「継続」にチェックして下さい。振込口座の記入は不要です。
「継続」にチェックがない場合、支払日に支払いできない場合があります。
※ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合には、必ずゆうちょ銀行のホームページなどから振込用の【店名・預
金種目・口座番号】を調べ、記載するようにして下さい。

うら

記載する金額は、領収証兼提供証明書（次ページ参照）の【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】の金額です。

②	フリガナ	●●こがた保育園	月額利用料 (対象の保育料のみ) ※3	10月	5,000円
	施設・事業名	●●認可外保育園		11月	10,000円
				12月	10,000円
月	円				
月	円				
月	円				
③	フリガナ	〇〇ひょうぐん保育園	月額利用料 (対象の保育料のみ) ※3	月	円
	施設・事業名	〇〇病児保育室		月	円

請求期間内に利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業は全て1枚の請求書に記載して請求します。

①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※3 月額利用料には、無償化の対象となる保育料のみを記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料合計 (a) ※5・6	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額利用料合計 (b) ※4・5・6	月額利用料合計 (a+b+c)	月額上限額 (d) ※7	請求額 (cとdの低い方) (e)
令和6年10月	円	10,000円	10,000円	37,000円	10,000円
令和6年11月	円	15,000円	15,000円	37,000円	15,000円
令和6年12月	円	15,000円	15,000円	37,000円	15,000円
令和7年1月	50,000円	円	50,000円	37,000円	37,000円
令和7年2月	50,000円	円	50,000円	37,000円	37,000円
令和7年3月	50,000円	円	50,000円	37,000円	37,000円
				(e)の計	151,000円

※4 育児休業を認定事由として保育の必要性の認定を受けている方は、一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業は無償化の対象外となりますのでご注意ください。

4. で記載された(各施設の月額利用料=特定子ども・子育て支援利用料の内訳)のうち、認可外保育施設分の月額合計=(a)に一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援=(b)に記入してください。

月額上限額(d)は新2号認定37,000円、新3号認定42,000円です。

(c)など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※7 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
 途中で認定期間が終了する又は開始される場合若しくは、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
 ・途中で認定期間が終了する場合、
 または別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
 ・途中で認定期間が開始される場合、
 または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 本市での認定日からの日数 ÷ その月の日数

注) 枚方市において、領収証・提供証明書等を審査した結果、請求額と支払金額に差異が生じる場合があります。

枚方市記入欄 (決定額) 円

領収証兼提供証明書は**施設代表者の押印が必須**です。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

認定 子ども氏名	フリガナ	ヒラカ コタロウ	法第30条の4の認定種別				
	氏名	枚方 小太郎	<input type="checkbox"/>	第1号	<input checked="" type="checkbox"/>	第2号	<input type="checkbox"/>
認定 保護者氏名	フリガナ	ヒラカ オヤ知ウ	認定子どもとの続柄				
	氏名	枚方 親太郎	子どもの(父)				

ただし、特定子ども・子育て支援利用料(令和 元年 10 月から令和 元年 12 月分)として

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	25,000 円	(下記①の合計額)
-------------------------	-----------------	-----------

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

当該月分の利用料（保育料）として	10 月	5,000 円	①
	11 月	10,000 円	①
	12 月	10,000 円	①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、キャンセル料、入園料等として	10 月	500 円
	11 月	1,000 円
	12 月	1,000 円

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】の金額を請求書に転記して下さい。

《問い合わせ先》

枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課
 TEL : 072-841-1471 (直通) FAX : 072-841-4319
 住所 : 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号